

# 浜松市重度障害者等就労支援特別事業

障がいのある人の雇用を促進するため、雇用施策と福祉施策が連携し、重度障がいのある人の通勤や職場等における支援を実施します。

対象者	浜松市に居住している人で、次のすべてに該当する人です
-----	----------------------------

- ① 重度訪問介護、同行援護、行動援護のいずれかの支給決定を受けている人
- ② 民間企業で雇用されている人（※1）、または自営業者等の人（※2）で、通勤や職場における支援が必要な人
- ③ 一週間の所定労働時間が10時間以上の人、または該当年度末までに10時間以上に引き上げることを目指すことが支援計画書において確認できた人

※1 就労継続支援A型事業所の利用者は除きます

※2 民間企業で雇用されている者及び国家公務員、地方公務員、国会議員、地方議会議員等の公務部門で雇用等をされる者その他これらに準ずる者以外の者で、所得税法第229条に規定する個人事業の開業の届出を所轄の税務署長に提出した者又は法人の代表者等

支援内容	民間企業に雇用されている人と、自営業者等の人で内容が異なります
------	---------------------------------

民間企業に雇用されている人は、事業主である企業が、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(以下「JEED」という。)の助成金を活用して通勤や職場における支援を実施します。

支援内容	JEEDの助成金	本事業
通勤支援	各年度3か月まで	各年度4か月目以降
職場支援	<b>【業務介助】</b> (例) 文書の朗読や作成、機器の操作や入力作業、業務上外出の付き添い 等	<b>【業務外の福祉的支援】</b> (例) 喀痰吸引、排せつや食事の介助、姿勢の調整、安全確保のための見守り支援 等

※自営業者等の人にはJEEDの助成金の対象とならないため、本事業単独で支援を行います。

利用時間	職場等における支援：1日8時間、かつ1週間に40時間 通勤支援：通勤に要した時間 ※支援計画書の内容を基に決定された時間となります。
------	--

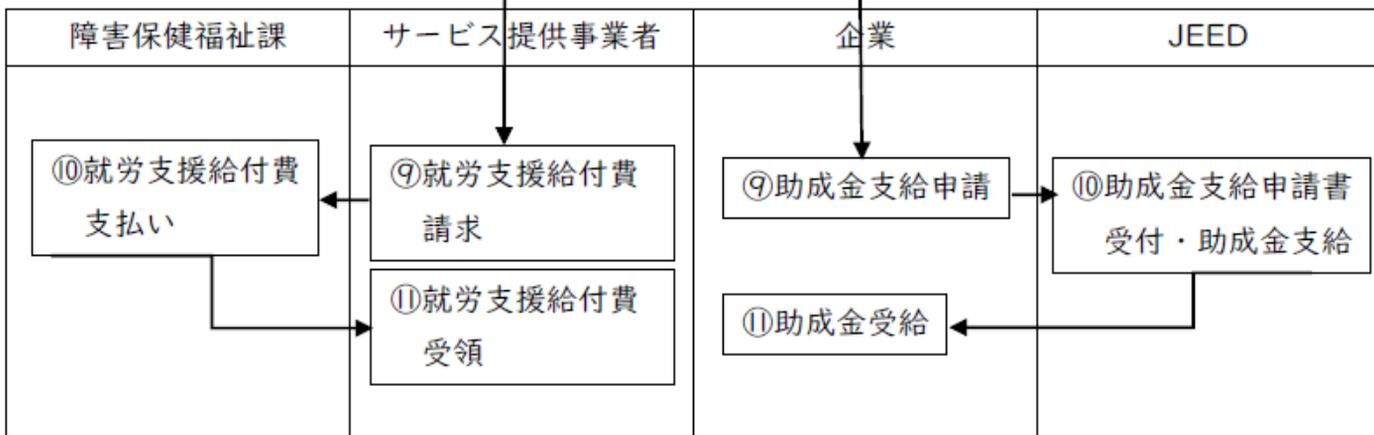
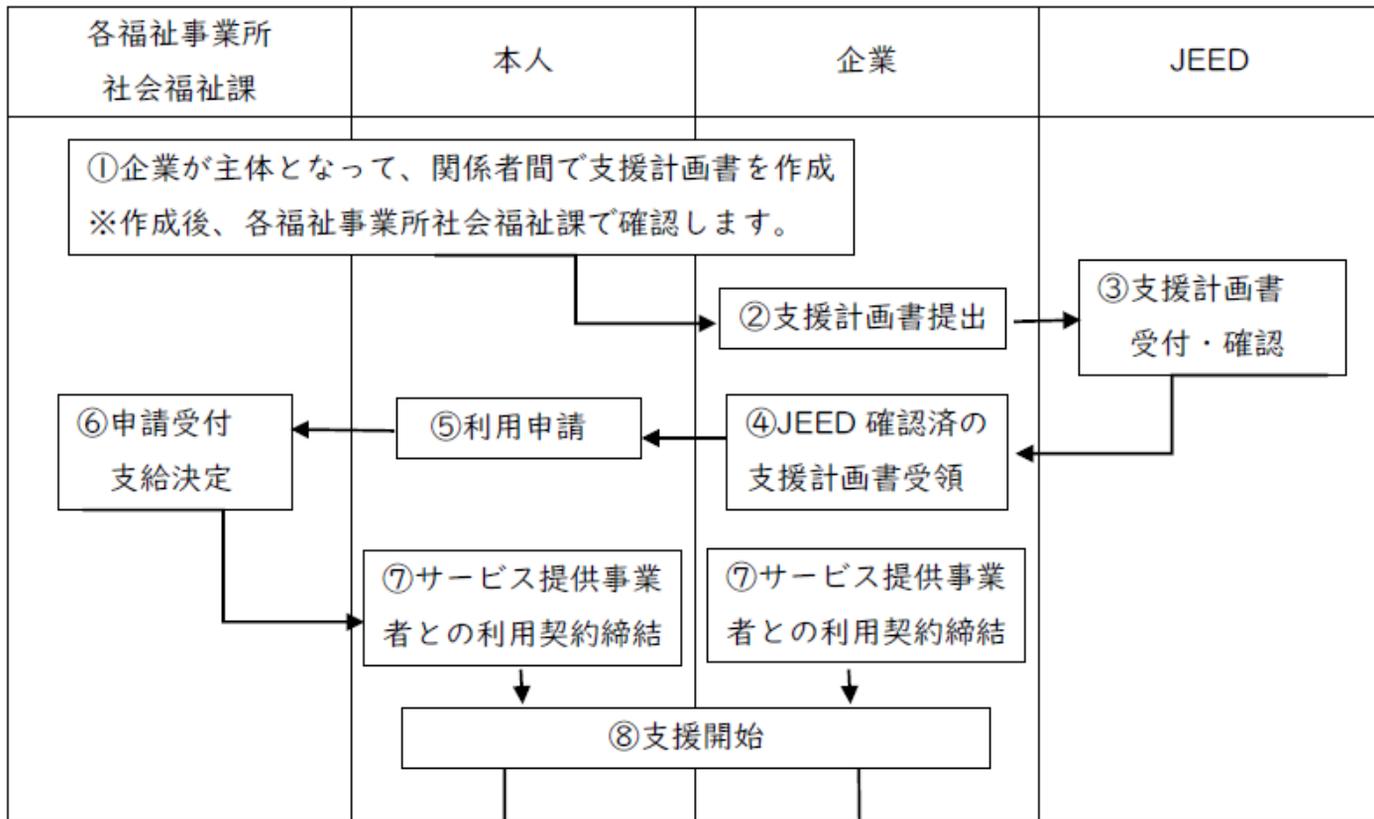
本事業の利用に要した費用の1割です。  
 また、利用者負担額の上限額は、既存の重度訪問介護、同行援護、行動援護の支給決定時において認定されている額と同額が、これとは別に本事業として設定されます。

利用者負担

対象	利用者負担上限額
生活保護受給世帯・市民税非課税世帯	0円
市民税課税世帯（所得税16万円未満）	9,300円
市民税課税世帯（所得税16万円以上）	37,200円

申請から利用までの流れ

【民間企業に雇用されている方】



通勤援助助成金は、支給開始月から3か月目まではJEEDに申請、4か月目以降は障害保健福祉課へ請求してください。

問い合わせ先

本事業の申請手続き  
に関する事

浜松市役所 障害保健福祉課 地域生活支援グループ  
住所：浜松市中央区元城町103-2  
電話：053-457-2864 FAX：053-457-2630

JEEDの雇用助成金に  
関すること

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（JEED）静岡支部  
住所：静岡市駿河区登呂3-1-35 静岡職業能力開発促進センター内  
TEL：054-280-3622 FAX：054-280-3623